

第百五十三回国
参議院厚生労働委員会
會議録第九号

平成十三年十一月二十七日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

十一月二十二日

小宮山洋子君

若林 秀樹君

十一月二十六日

若林 秀樹君

若林 秀樹君

若林 秀樹君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

阿部 正俊君

田浦 直君

中島 眞人君

朝日 俊弘君

柳田 稔君

松 あきら君

久野 恒一君

佐藤 泰三君

斎藤 十朗君

伊達 忠一君

鶴保 庸介君

中原 爽君

南野知恵子君

藤井 基之君

宮崎 秀樹君

今井 澄君

今泉 昭君

川橋 幸子君

辻 泰弘君

沢 たまき君

井上 美代君

補欠選任

川橋 幸子君

補欠選任

今泉 昭君

補欠選任

阿部 正俊君

田浦 直君

中島 眞人君

朝日 俊弘君

柳田 稔君

松 あきら君

久野 恒一君

佐藤 泰三君

斎藤 十朗君

伊達 忠一君

鶴保 庸介君

中原 爽君

南野知恵子君

藤井 基之君

宮崎 秀樹君

今井 澄君

今泉 昭君

川橋 幸子君

辻 泰弘君

沢 たまき君

井上 美代君

委員以外の議員

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

小池 晃君

森 ゆうこ君

西川きよし君

沢 たまき君

今井 澄君

柳田 稔君

朝日 俊弘君

清水嘉子子君

入澤 肇君

櫻井 充君

小川 敏夫君

江田 五月君

川邊 新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

新君

婦法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者清水嘉子子君から趣旨説明を聴取いたします。

清水嘉子子君 発議者清水嘉子子君から趣旨説明を聴取いたします。清水嘉子子君。

○委員以外の議員(清水嘉子子君) ただいま議題となりまして保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党・保守党及び公明党を代表して、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、保健婦助産婦看護婦法に定める資格の名称について、女子と男子とで異なっていることを改め、その専門資格をあらわすのに適当な名称とする等の措置を講じるものであります。

すなわち、保健婦助産婦看護婦法に定められている資格のうち、その名称について、女子には「婦」を、男子には「士」を用いている資格につき、これを改め、「師」を用いて、それぞれ「保健師」、「看護師」及び「准看護師」とするとともに、これらにあわせて、助産婦につきましても、「助産師」とすることとしております。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(阿部正俊君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

まず、発議者今井澄君から趣旨説明を聴取いたします。

今井澄君 発議者今井澄君から趣旨説明を聴取いたします。今井澄君。

○委員以外の議員(今井澄君) ただいま議題となりまして医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案につきまして、民主党・新緑風会を代表して、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、医療事故の多発、事故の際の医療機関側の不適切な対応の相次ぐ発覚などによって、国民の医療に対する信頼は大きく揺らいでおります。

また、患者の権利意識の向上等を背景に、医療を提供する側の権威主義的な対応や、診療情報が十分に提供されていない現状に対し患者の側が強い不満を持つようになるなど、患者と医療を提供する者との関係のあり方が改めて問われるようになっております。

そもそも、医療は、患者を中心として、患者と医療を提供する者との共同作業として行われるべきものであり、医療が患者の理解と選択に基づいて行われるためには、医療を提供する側が患者に対しその提供する医療の内容について十分な説明を行い、診療情報を積極的に開示することにより、情報が患者と医療を提供する者との間で共有されることが必要となります。

そして、そのことによって初めて、患者と医療を提供する者との間に信頼関係が生まれ、良質かつ適切な医療が行われることが可能となるとも言えるのです。

しかし残念ながら、現実には、医療を提供する側の意識改革も、そのための体制の整備も十分に進んでいない状況にあります。

また、諸外国では診療情報の開示等について法制化する国がふえ、今や世界的な流れとなりつつあるにもかかわらず、我が国ではそれらに関する法制度は未整備のままです。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を議題といたします。

もちろん、我が国でもこれまでに診療情報の開示に關し法制化しようとする動きがなかったわけではありません。例えば、さきさきの医療法の改正に際し、医療審議会において診療記録の開示制度について検討がなされ、その法制化を求める意見が多数であったにもかかわらず、一部の強い反対により、平成十一年の中間報告では積極論と消極論の両論が併記され、結局、法制化は見送られました。他方、法制化に消極的であった医師会の側では診療情報の提供に關する指針を作成するなどしてありますが、医療を提供する側の自主的な対応にゆだねるだけで現在の問題状況を変えることはどうしても限界があり、診療情報の開示に關する法的な制度の整備が必要不可欠であります。そして、診療情報の開示の法制化は、その重要性が指摘されている自己情報のコントロール権を医療の分野で保障することにもつながります。

他方、医療において何よりも優先されなければならないのは、患者の安全であり、そのためにも医療事故を防止するための体制を確立することが急務であり、その点に關し、事故やヒヤリ・ハット事例に關する情報が医療機関内で収集され再発防止策として生かされるシステムの整備、医療事故が発生した場合の患者や遺族、あるいは行政に對する報告などによる情報開示の徹底が不可欠となっております。

また、医療については、医療技術の進歩等も相まってその質が問われるようになっており、医療の質の向上と医療の効率化を進める手段として、科学的根拠に基づいた医療、医療の第三者評価を促進することの重要性が増しております。

この法律案は、以上のことを踏まえ、医療を受ける者の理解と選択に基づいた良質かつ適切な医療の提供の促進、医療の透明性と安全性の確保を目的として、医療を受ける者に対する医療情報の提供、安全かつ適正な医療を確保するための体制の整備ということに特に着目をし、それに必要な基本的事項等について定めるものであり、そのことによって、医療の信頼性の確保及び向上と、医

療を受ける者の権利利益の擁護を図っていかうとするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、基本的理念及び責務であります。

医療は医療を受ける者と医療従事者との信頼関係のもとに医療を受ける者の理解と選択に基づいて行われること、医療の提供の際には安全かつその時点の医療水準等に照らして適切なものとなるよう最大限の配慮がなされること、診療情報については人格尊重の理念のもとに適正な管理及び利用がなされるときに医療を受ける者と医療従事者との間で情報が共有化されるよう医療を受ける者の適切な関与につき配慮されるべきこと等を基本理念として定め、これを受ける形で、医療機関、医療を受ける者並びに国及び地方公共団体の責務について規定しております。

第二に、医療機関に關する情報の提供であります。

医療機関は、医療従事者の員数、施設及び設備、医療の提供の実績等に關する事項を記載した書類を備え置き、医療を受ける者の求めに応じ閲覧させること、この法律に定める権利等について医療機関内において医療を受ける者の見やすいように揭示すべきこと等について定めるほか、医療機関の広告の規制緩和について、原則自由化の基本的な方向を示しつつ、別に法律で定めることとしております。

第三に、診療に關する説明等であります。

医師及び歯科医師は、診察に際し、患者等に対しその心身の状況に応じつつ診療に關し適切な説明を行うとともに、患者等の求めに応じてその概要を記載した書面を交付するほか、説明等と異なる診療または適切でない診療が行われた場合には、できる限り速やかに患者等に対しその事実、当該診療の概要などの事項を報告しなければならぬものとしております。また、診療について、患者等は医療適正化委員会に相談することができることとし、第三者の意見を聞き得る道も開いて

おります。

第四に、診療記録の開示及び訂正等であります。

患者、遺族等は、医療機関の管理者に対し診療記録の開示を請求することができ、医療機関の管理者は、開示することにより患者に悪影響を及ぼす場合などを除き、請求者に対し診療記録を開示しなければならぬものとしております。なお、例外として、この法律の施行日前に行われた診療に係る診療記録の開示についてはその概要を記載した書面の閲覧または交付により行うことも認められております。また、患者は、開示を受けた診療記録の情報の内容に事実に関する誤りがあるときは、医療機関の管理者に対しその訂正等を請求することができ、医療機関の管理者は、誤りがあることを認めるときは、診療記録の作成・保存の目的に必要な範囲内で訂正等を行い、その内容を請求者に通知しなければならないものとしております。

さらに、医療機関は、医療に要した費用の支払に際して患者等から明細書の申し出があったときは明細書を交付するものとしているほか、診療情報の適切な管理、提供等を行うための体制の整備に努めるものとしております。

第五に、安全かつ適正な医療を確保するための体制の整備であります。

医療機関は、医療事故防止の具体的な指針の策定、医療従事者の研修など必要な体制の整備に努めるとともに、一定規模以上の医療機関についてはその構成の中立性に配慮した医療適正化委員会を設置するものとし、医療適正化委員会において、医療事故、医療事故の防止対策等について調査審議を行い、開設者等に意見を述べるほか、苦情の処理等を行うこととしております。さらに、医療機関の開設者等に対しては、医療の提供の過程で重大な被害が生じた事故が発生したときの都道府県知事等に対する報告について義務づけをしております。

このほか、適正な医療を促進するため、医療技術評価及び医療の第三者評価の促進に關し、国の

施策、関係者の協力や取り組み等について規定をしております。

第六に、苦情の解決であります。

患者等は、医療適正化委員会に対し医療または医療情報の提供に關し苦情の申し出ができ、医療適正化委員会は、事情調査を行い、開設者等に意見を述べ、その調査の結果を苦情の申し出者に対し通知するものとしているほか、都道府県等による苦情に關する相談、あっせん等の処理についても規定を設けております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の趣旨及び内容の概要であります。

現在、医療保険制度の改革の議論が進められておりますが、そのためにはまず医療そのものが国民に信頼され、かつ、医療を取り巻く環境の変化に十分対応し得るものとならなければなりません。この法律が定める医療情報の提供と安全かつ適正な医療の確保はまさにその基盤となるものであり、そのためにも、この法律の制定がぜひとも必要です。

委員各位には、以上のことにつきまして十分に御理解を賜り、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(阿部正俊君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(阿部正俊君) 次に、参考人の出席要求に關する件についてお諮りいたします。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案の審査のため参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 名古屋市東区上石川町五ノ一八ノ五 橋井正喜 外九名

紹介議員 山本 保君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第四六三号 平成十三年十一月十二日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願

請願者 愛知県一宮市島村五反田六三岩 見眞言 外六百九十九名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第四六四号 平成十三年十一月十二日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一一 高野ひろみ
紹介議員 中村 敦夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四六五号 平成十三年十一月十二日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一一 守屋由紀枝
紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四六六号 平成十三年十一月十二日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都八王子市松が谷二ノ一ノ四 遠藤和生
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四六七号 平成十三年十一月十二日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 大阪府中央区谷町七ノ四ノ一五 津村明子
紹介議員 高嶋 良充君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四六八号 平成十三年十一月十二日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市久保田町二ノ四ノ二八 杉尾哲男
紹介議員 野間 越君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四六九号 平成十三年十一月十二日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 鹿児島市田上町三、七三八生活協同組合コープかごしま会長 廣瀬 恵子
紹介議員 森山 裕君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四七〇号 平成十三年十一月十二日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 兵庫県西宮市池開町五ノ二五 田 中一哉
紹介議員 朝日 俊弘君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四七二号 平成十三年十一月十三日受理
安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 青森県東津軽郡平館村大字根岸字 湯ノ沢二〇二 木村武一
紹介議員 山崎 力君

我が国の国民皆保険制度は世界各国から高い評価を受けているが、政府は聖域なき構造改革の一環として、この制度を抜本的に見直そうとしている。ついては、この見直しは患者や国民の過重な負担増となり、健康で文化的な生活を損なうことのないようにされたい。

第四七三号 平成十三年十一月十三日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 横浜市栄区犬山町七二ノ二〇 藤 原典子
紹介議員 小林 温君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四七五号 平成十三年十一月十三日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都港区虎ノ門三ノ二〇ノ五 三輪田栄子
紹介議員 浜田津敏子君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四七六号 平成十三年十一月十三日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都清瀬市上清戸二ノ一ノ二 伊東まき子
紹介議員 中村 敦夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四七七号 平成十三年十一月十三日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 香川県高松市新北町一四ノ一七 広田かおる
紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四七八号 平成十三年十一月十三日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市学園二ノ三六ノ一ノ三ノ五〇二 小林靖子
紹介議員 大橋 巨泉君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四七九号 平成十三年十一月十三日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 三重県津市栄町三ノ二五ノ四F 井出法男
紹介議員 齋藤 十朗君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四八〇号 平成十三年十一月十三日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 群馬県甘楽郡甘楽町金井三七〇ノ一 堀越一男
紹介議員 伊藤 基隆君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四八二号 平成十三年十一月十四日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 富山市町村七六ノ五 松浦均
紹介議員 谷林 正昭君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四八三号 平成十三年十一月十四日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市富士見が丘二ノ一七ノ九 池田静枝

紹介議員 国井 正幸君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四八四号 平成十三年十一月十四日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 広島県三原市宗郷町二五二ノ六 出雲泰枝子

紹介議員 溝手 顕正君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四八五号 平成十三年十一月十四日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 熊本市龍田一ノ一三ノ五四 岡崎 教博

紹介議員 木村 仁君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四八六号 平成十三年十一月十四日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 岩手県岩手郡滝沢村土沢二二〇ノ三 高橋セキ子 外三名

紹介議員 椎名 素夫君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四八七号 平成十三年十一月十四日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 三重県度会郡小俣町本町三四〇 浅井幸雄

紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第五三〇号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 札幌市東区北二十一条東一六ノ一ノ一一 島田保久 外二万五千六

十五名
紹介議員 伊達 忠一君
この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五三一号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 青森市勝田一ノ一六ノ一六 斎藤 勝 外二万二千五百九十九名

紹介議員 山崎 力君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五三二号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 仙台市宮城野区原町二ノ一ノ六九 丹野憲二 外二万六千五百六十一名

紹介議員 市川 一朗君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五三三号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 秋田県山本郡二ツ井町字比井野九 四 金田修身 外六千九百二十一名

紹介議員 斉藤 滋宣君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五三四号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 秋田市旭南一ノ一〇ノ三 寺田俊 夫 外一万三千八百四十三名

紹介議員 金田 勝年君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五三五号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 山形県寒河江市中央一ノ五ノ二七 國井一彦 外一万二千二百名

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五三六号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 福島県郡山市神明町八ノ七 嶋多 門 外一万二千四百七十二名

紹介議員 岩城 光英君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五三七号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 福島県会津若松市宮町六ノ四一 高谷雄三 外一万二千四百七十二名

紹介議員 太田 豊秋君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五三八号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 茨城県日立市千石町三ノ一〇ノ七 佐藤忠夫 外一万九千三百六十九名

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五三九号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 栃木県真岡市熊倉町三ノ二ノ三 小菅勝 外二万二千五百七十七名

紹介議員 国井 正幸君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五四〇号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 群馬県前橋市城東町五ノ八ノ四 赤沢達之 外二万二千八百三十九名

第五四一号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 千葉県松戸市西馬橋幸町一四八 武井孝達 外一万四千八百二十三名

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五四二号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 東京都台東区上野桜木一ノ一二ノ一 遠藤俊一 外六万四千七百一十一名

紹介議員 保坂 三蔵君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五四三号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 東京都葛飾区東立石三ノ二八ノ四 佐々木健雄 外六万四千七百一十一名

紹介議員 武見 敬三君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五四四号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 川崎市幸区塚越二ノ二一七 田中 忠一 外一万六千七百六十二名

紹介議員 小林 温君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五四五号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡西川町旗屋九三 食品究明 外一万六千二百九十名

第五四六号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡西川町旗屋九三 食品究明 外一万六千二百九十名

紹介議員 田中 直紀君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 富山市総曲輪二ノ八ノ一四 廣瀬友二 外一万七千九百九十四名

紹介議員 野上浩太郎君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五四七号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 石川県金沢市大手町三ノ二一 梅田俊彦 外二万六千六百二名

紹介議員 杏掛 哲男君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五四八号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 福井県鯖江市幸町二ノ五ノ三 伊与曉洋 外七千八百九十七名

紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五四九号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 福井市つくも二ノ五ノ五 西浦幸男 外七千八百九十七名

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五五〇号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 山梨県西八代郡市川大門町一、二 三五 溝部孝二 外二万六千四百五十八名

紹介議員 中島 眞人君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五五一号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 長野市若里一、五七〇ノ一 鈴木強 外二万二千九百八十二名

紹介議員 若林 正俊君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五五二号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 長野県更埴市桜堂四七二 降旗啓恵 外二万二千九百八十二名

紹介議員 吉田 博美君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五五三号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 岐阜市長良二、九七七ノ三ノ一 岩砂和雄 外一万七千四百八十八名

紹介議員 大野つや子君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五五四号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 静岡市登呂四ノ四ノ一 杉山正暉 外二百二十六名

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五五五号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 静岡県清水市江尻東一ノ一ノ一 吉永帰一 外一万七千三百七十名

紹介議員 山下 善彦君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五五六号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 愛知県豊橋市八町通一ノ一七 森澄 外三万五千五百五名

紹介議員 鈴木 政二君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五五七号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 名古屋市中区泉一ノ五ノ二四 大輪次郎 外三万五千五百五名

紹介議員 宮崎 秀樹君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五五八号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 三重県津市大門一〇ノ六 林幹三 外二万五千四百四十八名

紹介議員 齋藤 十朗君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五五九号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 滋賀県守山市守山六ノ一ノ六三 寺内正一 外九千三百七十五名

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五六〇号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 滋賀県大津市中央二ノ三ノ一六 重永正之 外九千三百七十五名

紹介議員 山下 英利君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五六一号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 京都府長岡京市梅が丘一ノ二〇ノ二 森洋一 外四万四千九百一十一名

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五六二号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 大阪府堺市中百舌鳥町六ノ八八二 植松治雄 外六万四千五百五十九名

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五六三号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上田中町三ノ四〇 加古康明 外四万六千二百六十九名

紹介議員 鴻池 祥肇君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五六四号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 奈良県橿原市内膳町五ノ五ノ八 有山雄基 外七千四百三十一名

紹介議員 服部三男雄君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五六五号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 奈良県桜井市桜井四〇 近藤達司 外七千四百三十一名

紹介議員 荒井 正吾君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五六六号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 和歌山市内原九五〇 杉浦實 外一万六千三十一名

紹介議員 世耕 弘成君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五六七号 平成十三年十一月十四日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 鳥取市吉成南町一ノ二七ノ一三 米本哲人 外九千五百二十名

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五六八号 平成十三年十一月十四日受理

紹介議員 直哉 外六千九百十六名
この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五九〇号 平成十三年十一月十四日受理
安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願
請願者 鹿兒島市伊敷町三、一六三ノ一七
海江田健 外一万九千五百五十一名

紹介議員 加治屋義人君
この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五九一号 平成十三年十一月十四日受理
安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願
請願者 鹿兒島市南郡元町一ノ一一 鮫
島耕一郎 外一万九千五百五十一名

紹介議員 森山 裕君
この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五九二号 平成十三年十一月十四日受理
安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願
請願者 福岡市博多区博多駅南四ノ二ノ一
○関原敬次郎 外二百二十六名

紹介議員 松山 政司君
この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第五九三号 平成十三年十一月十四日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 東京都三鷹市中原一ノ二ノ四三ノ四一〇 宮本陽子
四一〇 宮本陽子
紹介議員 清水嘉子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第五九四号 平成十三年十一月十五日受理
男性助産士導入反対、開業助産婦の存続等に関する請願
請願者 兵庫県西宮市能登町一ノ五〇
小林祐子 外五百二十九名

紹介議員 円 より子君
助産業務において男性助産士の導入、助産師への名称変更及び看護三職(看護婦・保健婦・助産婦)の看護師への一本化についての法制化が進められている中、地域における開業助産婦は現在においても質の高いケアを提供し、出産した女性から高い評価を受けていることから、開業助産婦の存続が求められている。また、自宅での分娩や助産所で出産する機会を女性に残しておくためにも開業助産婦の存在は不可欠であり、世界保健機構(WHO)においても女性の満足度などを理由として助産婦の活用を勧告している。一方、現在の助産婦教育は病院での出産を前提にした内容となっており、開業助産婦に対応できるものとはなっていない。このため、病院以外での出産にも対応できる内容にするによる助産婦教育のレベルアップが求められている。

一、男性助産士の導入、助産師への名称変更及び看護三職の看護師への一本化を内容とする法制化を行わないこと。
二、開業助産婦の存続を希望している国民の声を尊重すること。
三、助産所及び開業助産婦の安全性、ケアの質に対する評価に関する研究を実施し、その結果を国民に公表すること。
四、助産婦の活用に関するWHOの勧告を重視すること。
五、病院以外での出産を希望する女性にも対応できるように、質の高い助産婦教育を行うこと。

第五九六号 平成十三年十一月十五日受理
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 横浜市南区井土ヶ谷下町五ノ一〇
ノ二〇二 猪股功忠
紹介議員 小林 温君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第五九七号 平成十三年十一月十五日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市京町一ノ一六 栃木県生活協同組合連合会会長 引地 忠
紹介議員 矢野 哲朗君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第五九八号 平成十三年十一月十五日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 茨城県水戸市梅香二ノ一ノ三九生
活協同組合ハイコープ理事長 砂 押正男
紹介議員 郡司 彰君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第五九九号 平成十三年十一月十五日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 横浜市南区弘明寺町二 小林斉子
外一名
紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六〇〇号 平成十三年十一月十五日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 静岡市黒金町五九ノ六 静岡県生活協同組合連合会会長 上田克巳
紹介議員 海野 徹君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六〇一号 平成十三年十一月十五日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 埼玉県川越市古谷上四、六一ノ三 佐野英二
三 佐野英二
紹介議員 藤井 俊男君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六〇二号 平成十三年十一月十五日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 沖縄県浦添市字西原四八〇 吉浜 五百子
紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六〇三号 平成十三年十一月十五日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 岡山市山四四一 高崎美佐子
外十八名
紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六〇四号 平成十三年十一月十五日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 群馬県前橋市大友町一ノ一三ノ一 二群馬県学校生活協同組合理事長 磯奉一 外一名
紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六〇五号 平成十三年十一月十五日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 東京都小金井市前原町四ノ一八ノ三 三ノ二〇二 池田智子
紹介議員 山口那津男君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六〇六号 平成十三年十一月十五日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 富山県射水郡小杉町戸破六、三二

七 田中光男

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六〇九号 平成十三年十一月十五日受理

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 和歌山市駿河町三五 北山豊

紹介議員 世耕 弘成君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

十一月二十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案(今井澄君外五名発議)

一、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(清水嘉子子君外二名発議)

医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案

医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 医療機関に関する情報の提供(第八

条―第十一條)

第三章 診療に係る情報の提供等

第一節 診療に関する説明等(第十二条―第十五条)

第二節 診療記録の開示及び訂正等(第十六条―第二十三条)

第三節 明細書の交付(第二十四条)

第七部 厚生労働委員会会議録第九号 平成十三年十一月二十七日【参議院】

第四節 診療に係る情報の提供等に関する体制の整備(第二十五条―第二十六条)

第四章 安全かつ適正な医療を確保するための体制の整備

第一節 医療機関における体制の整備(第二十七條・第二十八條)

第二節 重大な被害が生じた事故の報告(第二十九條)

第三節 適正な医療等の促進(第三十條・第三十一條)

第五章 苦情の解決(第三十二條―第三十四條)

第六章 雑則(第三十五條―第三十八條)

第七章 罰則(第三十九條・第四十條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、医療を受ける者に対し医療に関する情報が十分に提供されているとはいえない状況にあること、医療に係る事故等とこれに対する医療機関等の対応の在り方が問われる事態の相次ぎ発生等により医療に対する国民の信頼が低下しつつあること等にかんがみ、医療を受ける者に対する医療に関する情報の提供についての基本的な事項、安全かつ適正な医療を確保するための体制の整備に關し必要な事項等について定めることにより、医療を受ける者の理解と選択に基づいた良質かつ適切な医療の提供を促進するとともに、医療の透明性と安全性の確保等を図り、もって我が国の医療の信頼性の確保及び向上と医療を受ける者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「医療機関」とは、病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。)、診療所(同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)、介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七條第二十二項に規定する介護老人保健施設をいう。その

他の医療を提供する機関であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

2 この法律において「医療機関の開設者等」とは、医療機関を開設した者(国の開設する医療機関その他の厚生労働省令で定める医療機関にあっては、厚生労働省令で定める者)をいう。

3 この法律において「医療機関の管理者」とは、医療機関を管理する者という。

4 この法律において「医療従事者」とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療業務に従事する者をいう。

5 この法律において「診療記録」とは、診療録、処方せん、検査記録、看護記録、エックス線写真その他の診療の過程において医療従事者が作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

(基本的理念)

第三条 医療は、医療を受ける者の人格と権利利益が尊重され、医療を受ける者と医療従事者との信頼関係の下に医療を受ける者の理解と選択に基づいて行われることを基本とするとともに、それが提供されるに当たっては、安全で、かつ、その時点における医療の水準及び医学技術に関する専門的科学的知見に照らして適切なものとなるよう最大限の配慮がなされなければならない。

第四条 医療に関する情報は、医療を受ける者の理解と選択に資するとともに、医療の透明性を高めるよう、適切に提供されるものとする。

2 医療を受ける者の診療に係る情報については、当該医療を受ける者の心身に関するものであることを踏まえ、個人の人格尊重の理念の下に、その安全の確保に特に留意しつつ、適正な管理及び利用がなされるときに、医療を受ける者と医療従事者との間で当該情報が共有化されるよう、当該情報に対する医療を受ける者の

適切な関与につき配慮されなければならない。

(医療機関及び医療従事者の責務)

第五条 医療機関及び医療従事者は、この法律の趣旨にのっとり、医療を受ける者の信頼を確保することに特に留意しつつ、自ら、医療に関する情報の適切な提供について積極的に関わり、ともに、全力を挙げて安全かつ適正な医療を行うよう努めなければならない。

(医療を受ける者の責務)

第六条 医療を受ける者は、医療がその理解と選択に基づいて行われるべきものであることを自覚して、医療従事者に協力しつつ、それにできる限り主体的に取り組むよう努めるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第七条 国及び地方公共団体は、医療に関する情報の適正かつ円滑な提供の促進及び安全かつ適正な医療の確保を図るために必要な各般の措置を講ずるとともに、医療を受ける者によりこの法律に定める権利等が適切に行使されるよう、それに関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

第二章 医療機関に関する情報の提供

(医療機関による情報の提供)

第八条 医療機関は、医療を受ける者の選択等に資するため、適当な方法により、できる限り広く、その提供する医療の内容に関する情報、その有する人員、施設及び設備に関する情報その他の当該医療機関に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(書類の閲覧)

第九条 医療機関(厚生労働省令で定めるものを除く)は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療機関に関する次に掲げる事項を記載した書類を、当該医療機関に備え置き、医療を受ける者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

一 医療従事者の員数及び医療従事者のうち医師、歯科医師その他厚生労働省令で定める医

師、歯科医師その他の厚生労働省令で定める医

師、歯科医師その他の厚生労働省令で定める医

師、歯科医師その他の厚生労働省令で定める医

師、歯科医師その他の厚生労働省令で定める医

師、歯科医師その他の厚生労働省令で定める医

師、歯科医師その他の厚生労働省令で定める医

師、歯科医師その他の厚生労働省令で定める医

師、歯科医師その他の厚生労働省令で定める医

師、歯科医師その他の厚生労働省令で定める医

師、歯科医師その他の厚生労働省令で定める医

療従事者の氏名

二 厚生労働省令で定める施設及び設備に関する事項

三 過去五年間の入院患者及び外来患者の数その他の医療の提供の実績に関する事項として厚生労働省令で定める事項

四 厚生労働省令で定める管理及び運営の状況に関する事項

五 その他厚生労働省令で定める事項
(揭示義務)

第十条 医療機関の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項について、当該医療機関において医療を受ける者の見やすいように掲示しなければならない。

一 当該医療機関に関する事項を記載した書類が備え置かれていない場合には、その旨、当該書類の閲覧をすることができ旨及びその閲覧の方法

二 患者は診療に際して受ける説明の概要を記載した書面の交付を医師又は歯科医師に対し求めることができる旨

三 患者はその診療に係る診療記録の開示を請求することができる旨及び開示を受けた診療記録に記載されている当該患者に関する情報の内容に事実に関する誤りがあると認めるときはその訂正等を請求することができる旨並びにそれらの請求の方法

四 患者はその医療に要した費用につき支払を行うに際し当該費用の内訳を記載した明細書の交付を申し出ることができる旨

五 医療適正化委員会が設置されている医療機関にあっては、その旨、患者は現に受け、又は受けようとする診療について医療適正化委員会に相談することができる旨及び医療適正化委員会への連絡の方法並びに患者は当該医療機関の提供している医療又は診療に係る情報の提供について医療適正化委員会に対して苦情の申出をすることができ旨及びその申出の方法

六 前号の医療機関以外の医療機関にあっては、患者が苦情の申出をする場合のその申出の方法

(医療機関に係る広告の規制の緩和)

第十一条 医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に関して広告できる事項を定めることの廃止その他の第八条の趣旨を踏まえた医療機関に係る広告についての事項、内容及び方法に関する規制を緩和するために必要な措置は、別に法律で定める。

第三章 診療に係る情報の提供等
第一節 診療に関する説明等

(患者の理解と選択に基づいた医療の実施)

第十二条 医療従事者は、診療その他の医療の提供につき、患者に対して懇切丁寧に説明等を行い、患者からの求めに誠意をもって対応し、その他患者の立場に立つてその役務の提供を行うことにより、患者の理解と選択に基づいた医療を行うよう努めなければならない。

(診療に関する説明)

第十三条 医師又は歯科医師は、診療に際し、患者(患者がその説明を理解することが困難な状態にあるときは、患者の家族その他患者を看護する者(以下「家族等」という。))第三項において同じ。)に対し、当該患者の心身の状況に応じつつ、適当な方法により、当該診療に関する次に掲げる事項について、適切な説明を行うものとする。

一 傷病名その他の疑いがあると診断されたものを(含む。))及び主要症状

二 行おうとする治療又は検査の目的、方法及び予測される効果等(当該治療又は検査が患者の心身に對して負担又は危険を伴うおそれがあるものである場合にはその内容及び程度を、当該治療又は検査に代わり得る他の治療又は検査の方法がある場合にはその方法及びそれによることとしたときの予測される効果等の相違を、当該治療又は検査の内容に薬剤の投与が含まれる場合にはその薬剤の名称、

効能、効果、特に注意すべき副作用等を、それぞれ含むものとする。)

三 行おうとする治療又は検査を拒否できること(当該治療を行わないこととしたときに予測される当該患者の心身の状況を含む。))

四 自己において必要な診療を行うことが困難である場合その他必要な診療を他の医師又は歯科医師に行わせることが適当である場合には、その旨、その理由及び他の医師又は歯科医師に関する情報、他の医療機関に関する情報その他の当該患者が当該必要な診療を受けるために必要な事項

五 その他診療に関する重要な事項

2 医師又は歯科医師は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、同項各号に掲げる事項の全部又は一部について、同項の説明を行わないことができる。

一 緊急に診療を行う必要があるために前項の説明を行ういとまがない場合

二 前項の説明を行うことが当該患者に対する治療の効果等に明らかに悪影響を及ぼすおそれがある場合

三 前項の説明を受けることを希望しない旨の患者の意思の表明があった場合

四 当該診療に関し説明すべき事項について既に説明が行われている場合

3 医師又は歯科医師は、第一項の説明について、患者から書面の交付を求められたときは、これを拒むことにつき正当な理由がある場合を除き、当該説明の概要を記載した書面を交付するものとする。

(説明等と異なる診療又は適切でない診療が行われた場合の患者等に対する報告)

第十四条 医師又は歯科医師は、前条第一項の規定によりあらかじめ行われた説明の内容若しくはそれに基づいて選択された内容と異なる診療が行われた場合又は診療が適切に行われなかった場合には、できる限り速やかに、当該診療を受けた患者(患者が当該診療に関する報告を理

解することが困難な状態にあるときは家族等、患者が当該診療に起因して死亡したときはその遺族)に対し、適当な方法により、その事実及び当該診療の概要(当該患者に生命若しくは身体被害が生じた場合又はそれらの被害が生ずるおそれがある場合には、その概要及びそれに関して講じた措置又は講ずることが必要となると認められた措置を含む。))並びにそのような事態に至った経緯その他当該診療等に関しそれらの者に知らせるべき事項について、報告しなければならない。

(診療に関する相談)

第十五条 患者又は家族等は、医療機関に医療適正化委員会が設置されている場合には、当該患者が現に受け、又は受けようとする診療について、医療適正化委員会に相談することができる。

第二節 診療記録の開示及び訂正等
(診療記録の開示)

第十六条 患者(患者であつた者を含む。以下この節において同じ。))又はその遺族は、当該患者の診療に係る診療記録について、当該診療に係る医療機関の管理者(法令の規定により医療機関の管理者以外の者が保存することとされている診療記録については、当該法令の規定によりそれを保存することとされている者。以下この節において同じ。))に対し、その開示を請求することができる。

2 患者が未成年者又は成年被後見人であるときは、その法定代理人は、当該患者に代わつて前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、当該開示請求をすることが当該患者の意思に反すること

が明らかである場合は、この限りでない。

3 前二項に規定する者のほか、患者の家族は、患者が診療記録に記載されている情報の内容について理解することが困難な状態にあるとき又は患者の同意があるときは、当該患者に代わつて開示請求をすることができる。

3 前二項に規定する者のほか、患者の家族は、患者が診療記録に記載されている情報の内容について理解することが困難な状態にあるとき又は患者の同意があるときは、当該患者に代わつて開示請求をすることができる。

第十七条 医療機関の管理者は、開示請求があつたときは、当該開示請求をした者に対し、当該開示請求に係る診療記録(当該診療記録に当該開示請求に係る患者に関する情報以外の情報が記録されている場合には、当該患者に関する情報に係る部分に限る。第二十一条第一項及び第四節を除き、以下同じ。)を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 当該患者に対する治療の効果等に明らかに悪影響を及ぼすおそれがある場合その他当該患者の生命、身体その他の権利利益を著しく害するおそれがある場合
- 二 第三者(当該患者及び当該医療機関の医療従事者以外の者をいう。)の権利利益を害するおそれがある場合
- (不開示等の通知)

第十八条 医療機関の管理者は、前条ただし書の規定に基づき開示請求に係る診療記録の全部若しくは一部を開示しないとき又は開示請求に係る診療記録を保存していないときは、当該開示請求をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

(不開示又は通知の期限)

第十九条 第十七条の規定による開示又は前条の規定による通知(次項において「開示又は通知」という。)は、開示請求があつた日から七日以内に行うものとする。

2 医療機関の管理者は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示又は通知をすることができないときは、同項に規定する期間内に、開示請求をした者に対し、同項の期間内に開示又は通知をすることができない理由及び開示又は通知の期限を通知するものとする。

(開示の実施)

第二十条 診療記録の開示は、文書又は図画に於いては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録

については当該電磁的記録を出力することにより作成した書面の交付により行うものとする。

2 医療機関の管理者は、診療記録の開示を受ける者から、当該開示の実施に関し、実費の範囲内において、手数料を徴収することができる。(診療記録に記録されている情報の内容の訂正等)

第二十一条 患者は、第十七条の規定により開示を受けた診療記録に記録されている当該患者に関する情報の内容に事実に関する誤りがあると認めるときは、当該診療記録を保存する医療機関の管理者に対し、当該情報の内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

2 第十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による訂正等の請求(以下「訂正等の請求」という。)について準用する。

第二十二条 医療機関の管理者は、訂正等の請求があつた場合において、当該訂正等の請求に係る情報の内容についての事実に関する誤りがあると認めるときは、診療記録の作成及び保存の目的の達成に必要な範囲内において訂正等を行い、当該訂正等の請求をした者に対し、その旨及び訂正等の内容を通知しなければならない。

2 医療機関の管理者は、訂正等の請求に係る情報の内容について、訂正等を行わないときは、当該訂正等の請求をした者に対し、理由を示してその旨を通知するとともに、当該訂正等の請求に係る診療記録に、訂正等の請求があつた旨及びその概要を記載し、又は記録しなければならない。

3 第一項の規定による訂正等及び通知又は前項の規定による通知及び記載若しくは記録(次項において「訂正等又は通知」という。)は、訂正等の請求があつた日から三十日以内に行うものとする。

4 医療機関の管理者は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に訂正等又は通知をすることができないときは、同

項に規定する期間内に、訂正等の請求をした者に対し、同項の期間内に訂正等又は通知をすることができない理由及び訂正等又は通知の期限を通知するものとする。

(開示等の請求を受け付ける方法)

第二十三条 医療機関は、開示請求及び訂正等の請求(以下この条において「開示等の請求」という。)に関し、厚生労働省令で定めるところにより、請求は書面によることとする等開示等の請求を受け付ける方法について定めることができる。この場合において、開示等の請求をする者は、当該方法に従って、請求をするものとする。

2 医療機関は、前項の規定に基づき開示等の請求を受け付ける方法を定めるに当たっては、必要最小限のものに限り、かつ、開示等の請求をする者に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

第三節 明細書の交付

第二十四条 医療機関は、患者その他の者から、当該患者に係る医療に要した費用につき支払が行われるに際し、当該費用の内訳を記載した明細書の交付の申出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、明細書を交付するものとする。この場合において、患者以外の者に対する明細書の交付に際しては、医療機関は、当該患者の権利利益を害することとならないよう配慮するものとする。

第四節 診療に係る情報の提供等に関する体制等の整備

(医療機関における診療に係る情報の管理、提供等に関する体制の整備)

第二十五条 医療機関は、診療記録の作成及び保存、診療に係る情報の提供等に関する具体的な指針の策定、それらに関する当該医療機関に勤務する医療従事者に対する教育、診療記録を管理する専任の者の配置その他の当該医療機関における診療に係る情報の適切な管理、提供等を行うために必要な体制の整備に努めなければならない。

らない。

(診療記録に関する制度の整備)

第二十六条 看護記録の作成等の義務付け、診療録等の保存期間の延長その他診療記録に関する制度の整備に関し必要な事項は、別に法律で定める。

第四章 安全かつ適正な医療を確保するための体制の整備

第一節 医療機関における体制の整備

(医療機関における安全かつ適正な医療の確保)

第二十七条 医療機関は、医療に係る事故の防止等に関する具体的な指針の策定、当該医療機関に勤務する医療従事者の資質の向上等を図るための医療技術、安全管理等に関する研修の実施その他の当該医療機関において安全かつ適正な医療を確保するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(医療適正化委員会)

第二十八条 厚生労働省令で定める数以上の者を入院させ、又は入所させるための施設を有する医療機関の開設者等は、当該医療機関に医療適正化委員会を設置しなければならない。

2 医療適正化委員会は、次に掲げる職務を行うものとする。

- 一 当該医療機関における次に掲げる事項について調査審議し、その結果に基づいて、当該医療機関の開設者等又は医療機関の管理者に対し、意見を述べること。
- イ 医療の提供の過程において発生した人の生命又は身体被害が生じた事故及びそれらの被害が生ずるおそれがあったと認められる事態に関する事項
- ロ 医療に係る事故を防止するための対策に関する事項
- ハ その他安全かつ適正な医療を確保するための重要な事項

二 第十五条の規定による患者又は家族等からの当該患者が現に受け、又は受けようとする診療についての相談に応ずること。

三 第三十三条第一項の苦情の申出を受け、同条第二項及び第三項の規定により調査等を行うこと。

3 医療適正化委員会の組織については、その中立性が確保されるよう、その委員のうち少なくとも一人以上は、当該医療機関に勤務する者以外の者でなければならないものとする。

第二節 重大な被害が生じた事故の報告
第二十九条 医療機関の開設者等は、医療の提供の過程において患者の生命が害され、又は患者の身体に重大な被害が生じた事故として厚生労働省令で定める事故が当該医療機関において発生したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該事故の発生した日時、当該事故の概要その他の厚生労働省令で定める事項を当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事（診療所その他の厚生労働省令で定める医療機関にあつては、その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五條第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。次項において同じ。）に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 前項の規定による保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の厚生労働大臣に対する報告は、都道府県知事を経由して行わなければならない。

第三節 適正な医療等の促進 （医療技術評価の促進等）

第三十条 国は、医療技術の普及及び医療の質の向上等に資するため、医療技術に関する情報の収集、評価、整理及び提供等が行われるための基盤の整備、医療技術に関する評価の方法の研究開発の推進、医療技術に関する評価に係る成果を普及させるための環境の整備その他医療技術に関する評価及びそれに係る成果の活用

の促進に関する評価及びそれに係る成果の活用を促進し、必要となる施策を講ずるものとする。

2 医療機関その他の関係機関及び医療従事者その他の関係者は、国が講ずる前項の施策に協力するとともに、自主的かつ主体的に医療技術に関する評価及びそれに係る成果の活用に取り組むよう努めるものとする。

（医療機関及び医療機関が提供する医療に関する評価の促進）

第三十一条 国は、良質かつ適切な医療の確保及び医療を受ける者の選択に資するため、医療機関及び医療機関が提供する医療に関する客観的な評価を行う仕組みの整備拡充を図るとともに、それが医療機関によって活用され、及びその評価に関する情報が医療を受ける者に対して提供されるために必要な環境の整備に努めるものとする。

第五章 苦情の解決

（苦情の処理）

第三十二条 医療機関及び医療従事者は、その提供する医療又はその医療に関する情報の提供に対する患者その他の者からの苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（苦情の申出等）

第三十三条 患者その他の者は、医療機関に医療適正化委員会が設置されている場合には、医療適正化委員会に対し、当該医療機関において行われた診療その他の医療又は第三章の規定による診療に関する説明、診療記録の開示その他の診療に係る情報の提供について、苦情の申出をすることができる。

2 医療適正化委員会は、前項の苦情の申出があつたときは、その相談に応じ、当該苦情に係る事情について調査を行い、必要に応じ当該苦情の処理について当該医療機関の開設者等又は医療機関の管理者に対し意見を述べることができる。

3 医療適正化委員会は、前項の規定による調査の結果（同項の規定により当該医療機関の開設

者等又は医療機関の管理者に対し意見を述べたときはその内容を含む。）を第一項の苦情の申出をした者に対し通知するものとする。

4 第二十八条第一項の規定により医療適正化委員会が設置されなければならないこととされる医療機関以外の医療機関は、患者その他の者からの苦情に適正かつ迅速に対応できるようにするため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（都道府県等による苦情の処理）

第三十四条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、医療機関の提供する医療又はその医療に関する情報の提供について苦情の申出があつたときは、その相談に応じ、あつせんその他の必要な処理を行うものとする。

第六章 雑則

（往診医師等に対する規定の適用）

第三十五条 医療法第五條第一項に規定する医師又は歯科医師については、当該医師又は歯科医師を医療機関とみなして第二十四条の規定を適用し、当該医師又は歯科医師を医療機関の開設者等と、当該医師又は歯科医師の住所を医療機関の所在地とみなして第二十九条の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、医療法第五條第一項に規定する医師又は歯科医師に対するこの法律の規定の適用について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（この法律の規定の特例）

第三十六条 この法律に定める事項についてこの法律の規定により難いものがある場合には、当該事項につき政令で特別の定めをすることができる。

（事務の区分）

第三十七条 第二十九条第二項及び第三項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九

項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（厚生労働省令への委任）

第三十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第七章 罰則

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは医療を受ける者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは医療を受ける者に閲覧させた者

二 第十条の規定による掲示を怠り、又は虚偽の掲示をした者

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては同条の刑を科する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（診療記録の開示に関する特例）

第二条 この法律の施行の日前に行われた診療につき作成され、又は取得された診療記録（当該診療に係る情報が記録されている部分に限る。以下この条において同じ。）の開示については、第十七条本文及び第二十条第一項の規定にかかわらず、当該診療記録の閲覧若しくは写しの交付又は電磁的記録の出力することにより作成した書面の交付に代えて、当該診療記録に記載された書面の閲覧又は交付により行うことができる。

2 診療記録の開示につき前項の規定に基づき診療記録に記載されている情報の概要を記載した

（地方自治法の一部改正）
 第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。
 別表第一に次のように加える。

医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律(平成十三年法律第 号)	第二十九条第二項及び第三項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
---	---

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百条第三項中「並びに第三十三条」の下に「並びに医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律（平成十三年法律第 号）第十三

条及び第十四条を加え、「同法」を「医師法」に改め、同条第六項中、「医療法」を「医療法」に、「適用する」を「適用し、当該場所を医療機関とみなして医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律の医療機関に関する規定を適用する」に、「同法第七条第一項」を「医療法第七条第一項」に、「あるのは」を「あり、医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律第九条第一号中「医師、歯科医師」とあり、同法第十条第二号中「医師又は歯科医師」とあるのは」に改め、同条第七項中「前項後段」の下に「並びに医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律第三十五条」を加え、「行なう」を「行う」に、「同法」を「医療法」に改める。

第一百一条第二項中「並びに第三十一条」の下に

第七部 厚生労働委員会会議録第九号 平成十三年十一月二十七日 【参議院】

第一条中「保健婦、助産婦及び看護婦」を「保健師、助産師及び看護師」に、「はかるのを」を「図ることを」に改める。

第二条中、「保健婦」を「保健師」に、「保健

婦の「を」を「保健師の」に、「女子」を「者」に改める。
第三条中、「助産婦」を「助産師」に、「じよく婦」を「じよく婦」に、「なす」を「行う」に改める。
第五条中、「看護婦」を「看護師」に、「じよく婦」を「じよく婦」に、「なす」を「行う」に、「女子」を「者」に改める。

第六条中、「准看護婦」を「准看護師」に、「看護婦」を「看護師」に、「なす」を「行う」に、「女子」を「者」に改める。

第七條中「保健婦、助産婦又は看護師」を「保健師、助産師又は看護師」に、「保健婦國家試験、助産婦國家試験又は看護婦國家試験」を「保健師國家試験、助産師國家試験又は看護師國家試験」に改める。

第八条中「准看護婦に」を「准看護師に」に、「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改める。

第九條第二号及び第三号中「保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に改める。

第十條中、「保健婦籍、助産婦籍及び看護婦籍」を「保健師籍、助産師籍及び看護師籍」に、「保健婦免許、助産婦免許及び看護婦免許」を「保健師免許、助産師免許及び看護師免許」に改める。

第十一条中、「准看護婦籍」を「准看護師籍」に、「准看護婦免許」を「准看護師免許」に改める。

第十二条第一項中「保健婦國家試験、助産婦國家試験若しくは看護婦國家試験又は准看護婦試験」を「保健師國家試験、助産師國家試験若しくは

看護師国家試験又は准看護師試験」に、「保健婦籍、助産婦籍若しくは看護婦籍又は准看護婦籍」

を「保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍又は准看護師籍」に改め、同条第二項中「保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証若しくは看護師免許証」を「保健師免許証、助産師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証」に改める。

第十三条第一項中「保健婦免許、助産婦免許又は看護婦免許を」保健師免許、助産師免許又は看護師免許」に改め、同条第二項中「准看護婦免許」を「看護師免許」に改める。

第十四条第一項中「保健婦、助産婦若しくは看護婦」を「保健師、助産師若しくは看護師」に改め、同条第二項中「准看護婦」を「准看護師」に改める。

第十五条第二項及び第十六項から第十八項までの規定中「准看護婦試験委員」を「准看護師試験委員」に改める。

第十六条中「の外」を「のほか」に、「保健婦籍、助産婦籍、看護婦籍及び准看護婦籍」を「保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍」に、「書

第十七条中「保健婦国家試験、助産婦国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験」に、「保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦」を「書換え交付」に改める。

「護婦」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に改める。

第十八条中「保健婦国家試験、助産婦国家試験及び看護婦国家試験を「保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験」に、「准看護婦試験

驗」を「准看護師試験」に改める。

第十九条中「保健婦国家試験」を「保健師国家試験」に、「看護婦国家試験」を「看護師国家試験」に改め、同条第一号中「保健婦」を「保健師」に改め、

同条第二号中「保健婦養成所」を「保健師養成所」に
改め、同条第三号中「保健婦学校」を「第二条に規

定する業務に関する学校若しくは養成所」に、「保健婦免許を得た者」を「保健師免許に相当する免許を受けた者」に改める。

第二十条中「助産婦国家試験」を「助産師国家試験」に、「看護婦国家試験」を「看護師国家試験」に

改め、同条第二号中「助産婦養成所」を「助産師養成所」に改め、同条第三号中「助産婦学校」を「第三条に規定する業務に関する学校若しくは養成所」に、「助産婦免許を得た者」を「助産師免許に相当する免許を受けた者」に改める。

いう。の規定による保健婦免許若しくは保健士の免許、助産婦免許、看護婦免許若しくは看護士の免許又は准看護婦免許若しくは准看護士の免許を受けている者は、この法律による改正後旧法の規定により行われた保健師国家試験、助産師国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験は、新法の規定により行われた保健師国家試験、助産師国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験とみなす。

護師試験とみなす。

(受験資格に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に保健師国家試験、助産師国家試験、看護婦国家試験又は看護婦試験を受けることができる者は、保健師国家試験、助産師国家試験、看護婦国家試験又は看護婦試験を受けることができる。

(旧法の規定による指定を受けた学校又は養成所)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号(これらの規定(旧法第二十条第一号を除く。)を旧法第五十九条の二又は第六十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による指定を受けている学校又は旧法第十九条第二号、第二十条第二号、第二十一条第二号若しくは第二十二条第二号(これらの規定(旧法第二十条第二号を除く。)を旧法第五十九条の二又は第六十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による指定を受けている養成所は、それぞれ、新法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号又は新法第十九条第二号、第二十条第二号、第二十一条第二号若しくは第二十二条第二号の規定により指定を受けた学校又は新法第十九条第二号、第二十条第二号、第二十一条第二号若しくは第二十二条第二号の規定により指定を受けた養成所とみなす。

(助産婦の業務に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前に助産婦がした旧法第四十一条に規定する検案に係る同条の規定による届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に助産婦がした分べんの介助に係る旧法第四十二条の規定による助産録への記載及び助産録の保存については、なお従前の例による。

(秘密を守る義務等に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前に保健婦若しくは保健士、看護婦若しくは看護士又は看護婦若しくは看護士でなくなった者の旧法第四十二条の二(旧法第五十九条の二及び第六十条第一項に

おいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定するその業務上知り得た人の秘密については、旧法第四十二条の二の規定(これに係る罰則を含む)は、この法律の施行の日以後も、なおその効力を有する。

(地域保健法の一部改正)

第十一条 地域保健法(昭和二十二年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第六号中「保健婦及び保健士」を「保健師」に改める。

(母体保護法の一部改正)

第十二条 母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「助産婦、保健婦又は看護婦」を「助産師、保健師又は看護師」に改める。

(医療法の一部改正)

第十三条 医療法(昭和二十三年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「助産婦」を「助産師」に改める。

第一条の二第二項並びに第一条の四第一項、第二項及び第四項中「看護婦」を「看護師」に改める。

第二条第一項中「助産婦」を「助産師」に、「なす」を「行う」に改める。

第三条第三項中「助産婦」を「助産師」に、「なす」を「行う」に、「附けて」を「付けて」に改める。

第四条第一項第一号中「看護婦」を「看護師」に改める。

第五条並びに第七条第一項及び第二項中「助産婦」を「助産師」に改める。

第八条中「助産婦」を「助産師」に、「所在地」を「所在地」に改める。

第十一条中「助産婦」を「助産師」に改める。

第十二条第二項中「助産婦」を「助産師」に、「所在地」を「所在地」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第十四条の二第二項中「見やすいよう」を「見やすいように」に改め、同項第二号及び第三号中「助産婦」を「助産師」に改める。

第十五条第二項中「助産婦」を「助産師」に改める。

第十五条の二中「助産婦」を「助産師」に、「妊婦」を「妊婦」に改める。

第十六条の二第二号、第二十一条第一項第一号及び第二項第一号、第二十二条の二第一号並びに第三十条の三第二項第八号中「看護婦」を「看護師」に改める。

(第五章 医療、歯科医療又は助産婦の業務等の広告)を第五章 医療、歯科医療又は助産師の業務等の広告に改める。

第七十一条第一項及び第七十二条第一項中「助産婦」を「助産師」に改める。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に助産婦が助産所を開設した場合における前条の規定による改正前の医療法第八条の規定による届出については、なお従前の例による。

(教育職員免許法の一部改正)

第十五条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦」を「看護師」に改める。

別表第二第二欄中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦」を「保健師」に、「看護婦」を「看護師」に改める。

別表第六備考第二号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦」を「看護師」に改める。

(国立病院特別会計法の一部改正)

第十六条 国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「看護婦養成費」を「看護師養成費」に改める。

第十七条の見出し中「繰入」を「繰入れ」に改め、同条第一項中「看護婦養成」を「看護師養成」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十七条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第八ハの備考中「和齋師、和齋師、和齋師、和齋師、和齋師、和齋師、和齋師、和齋師、和齋師、和齋師」を「和齋師、和齋師、和齋師、和齋師、和齋師、和齋師、和齋師、和齋師、和齋師、和齋師」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第七項第四号を次のように改める。

四 助産師業

第七十三条の四第一項第三号及び第三百四十八条第二項第九号中「看護婦、准看護婦」を「看護師、准看護師」に改める。

第七百一条の三十四第三項第九号中「看護婦、准看護婦」を「看護師、准看護師」に改める。

(離島振興法の一部改正)

第十九条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「保健婦」を「保健師」に改め、同条第三項中「看護婦」を「看護師」に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦」を「看護師」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第二十一条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第一項第四号中「保健婦」を「保健師」に改め、同条第三項中「看護婦」を「看護師」に改める。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に

関する法律の一部改正)

第二十二条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦」を「看護婦」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第二十三条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の二の二及び第五十四条の三の三

第一項中「看護婦」を「看護師」に改める。

(母子保健法の一部改正)

第二十四条 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中「助産婦」を「助産師」に改める。

第十条中「助産婦若しくは保健婦」を「助産師若しくは保健師」に改める。

第十一条第一項中「保健婦、助産婦」を「保健師、助産師」に改める。

第十六条第二項中「助産婦又は保健婦」を「助産師又は保健師」に、「そのつど」を「その都度」に改める。

第十七条第一項中「助産婦、保健婦」を「助産師、保健師」に改める。

第十九条第一項中「保健婦、助産婦」を「保健師、助産師」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(イ)(3)中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士」を「保健師、助産師、看護師」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十六条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二百二条の見出し中「准看護婦」を「看護師」に改め、同条第一項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「行なう准看護婦試験」を「行う看護師試験」に改め、同条第二項中「看護婦試験」を「看護師試験」に、「准看護婦」を「看護師」に改め、同条第三項及び第四項中「看護婦」を「看護師」に、「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、同条第五項中「第一項の規定により准看護婦試験を受けた看護婦」を「第一項の規定により看護師試験を受けた看護師」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百二条第二項の規定による准看護婦の免許を受けている者は、前条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百二条第二項の規定による看護師の免許を受けた者とみなす。

(老人保健法の一部改正)

第二十八条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「保健婦」を「保健師」に改める。

第四十六条の五の二第一項、第四十六条の五の五及び第四十六条の五の六第一項中「看護婦」を「看護師」に改める。

(地価税法の一部改正)

第二十九条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号ロ中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦国家試験」を「保健師国家試験」に、「保健婦養成所」を「看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第三十条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のよう

に改正する。

題名を次のように改める。
看護師等の人材確保の促進に関する法律
目次中「看護婦等」を「看護師等」に改める。
第一条中「看護婦等」を「看護師等」に改める。
第二条第一項中「看護婦等」を「看護師等」に、「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改める。

第二章 看護師等の人材確保の促進
第三章 看護師等の人材確保の促進に改める。
第三章第一項から第四項まで、第四條第一項、第二項及び第四項、第五條第一項、第六條(見出しを含む)並びに第八條から第十條までの規定中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第十二条の見出し中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改め、同条第一項及び第二項中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に、「看護婦等の」を「看護師等の」に改め、同条第三項中「保健婦、助産婦、看護婦、看護士」を「保健師、助産師、看護師」に、「看護婦等の」を「看護師等の」に、「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改め、同条第四項及び第五項中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第十五条第一号から第三号までの規定中「看護婦等」を「看護師等」に改め、同条第四号中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に、「看護婦等の」を「看護師等の」に改め、同条第五号及び第七号中「看護婦等」を「看護師等」に改め

第二十条及び第二十一条第五号中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第二十四条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改める。
(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の看護婦等の人材確保の促進に関する法律(次項及び第三項において「旧看護婦等人材確保法」という。)第三條の規定により定められていた同条第一項の基本指針は、前條の規定による改正後の看護師等の人材確保の促進に関する法律(次項において「新看護師等人材確保法」という。)第三條の規定により定められた同条第一項の基本指針とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧看護婦等人材確保法第十二條第一項の規定により置かれていた看護婦等確保推進者は、新看護師等人材確保法第十二條第一項の規定により置かれた看護師等確保推進者とみなす。

3 この法律の施行前に発生した事項につき旧看護婦等人材確保法第十二條第四項の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

(独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部改正)

第三十二条 独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に改める。

(過疎地域自立促進特別措置法の一部改正)

第三十三条 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第四号中「保健婦」を「保健師」に改め、同条第三項中「看護婦」を「看護師」に改

める。

(地方自治法等の一部改正)

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二十三号)の項

二 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第二条第二項

三 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十四条之二

四 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十條の二の見出し及び同条第一項

五 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)第十五条第一項

六 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十七条第二項

七 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)第十三条(見出しを含む)

八 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第三十七條第一項

九 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第三十七條第一項

十 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第四十三條第一項

十一 言語聴覚士法(平成九年法律第三十二号)第四十二條第一項

(労働者災害補償保険法等の一部改正)

第三十五条 次に掲げる法律の規定中「保健婦又は保健士」を「又は保健師」に改める。

一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十六條第二項第二号

二 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六條の七第一項

(結核予防法等の一部改正)

第三十六条 次に掲げる法律の規定中「保健婦」を「保健師」に改める。

一 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第二十五條

二 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十九條

三 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第四十八條第一項第四号

四 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第五条

(議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律等の一部改正)

第三十七條 次に掲げる法律の規定中「助産婦、看護婦」を「助産師、看護師」に改める。

一 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第四條第二項

二 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百五條及び第四百九條

三 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第三十七号)第十五條

(刑法等の一部改正)

第三十八條 次に掲げる法令の規定中「助産婦」を「助産師」に改める。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第三百三十四條第一項及び第二百三十四條

二 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)第四條第一項、第六條、第七條第三号及び第八條

三 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四十九條第三項及び第五十二條第三項

四 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十五條第二項及び第五十五條

五 消費税法(昭和六十三年法律第八十八号)別表第一第八号

六 民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)第九十七條第一項第二号

(死産の届出に関する規程等の一部改正に伴う経過措置)

第三十九條 この法律の施行前にあつた死産に係る前条の規定による改正前の死産の届出に関する規程の規定による死産の届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に出生した子に係る前条の規定による改正前の戸籍法の規定による出生の届出については、なお従前の例による。

(健康保険法等の一部改正)

第四十條 次に掲げる法律の規定中「看護婦」を「看護師」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條ノ三第四項第一号、第四十四條ノ四第一項、第四十四條ノ五第四項第二号、第四十四條ノ七、第四十四條ノ八第一項、第四十四條ノ十第一項並びに第四十四條ノ十一第一号及び第五号

二 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)第二十九條第一項

三 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十六條第二項

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第五十八條第二項及び第九十七條第二項

五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第六十條第二項及び第九十四條の二十八第二項

六 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七條第八項、第九十七條第二項及び第九十八條第一項第二号

七 医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十一号)附則第二条第四項

(厚生労働省設置法の一部改正)

第四十一條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十三号中「保健婦、助産婦、看護婦」を「保健師、助産師、看護師」に改める。

第八條第一項第三号中「保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦」を「保健師、助産師、看護師、准看護師」に改める。

第九條第一項第四号中「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に改める。

第十條第一項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に改める。

(処分、手続等に関する経過措置)

第四十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四十三條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第四十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成十三年十一月三十日印刷

平成十三年十二月三日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

C